

国立大学法人群馬大学事務局掲示板要項

〔平成17年6月22日
事務局長裁定〕

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学事務局掲示板（以下「事務局掲示板」という。）に関し必要な事項を定める。

(位置等)

第2 事務局掲示板は、事務局棟前に置く。

2 事務局掲示板は、公用とする。

(掲示物の範囲)

第3 事務局掲示板に掲示できる掲示物は、本学の業務に関係のあるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学が主催又は後援等する催し物の案内
- (2) 教職員の採用に関する案内
- (3) 調達の案内
- (4) 学内外の者に対し通知又は声明するもの
- (5) 事務局長が特に必要と認めたもの

(掲示板の利用)

第4 事務局掲示板に掲示物を掲示しようとする場合は、掲示物に関する責任者又は責任者の指示を受けた者（以下「責任者等」という。）が総務部総務課に掲示物を添えて届け出るものとする。

- 2 前項の規定により届出のあったものについて、総務部総務課において第3に規定する掲示物の範囲内であること及び第6に規定する掲示禁止情報でないことを確認した上で認印を押捺し、責任者等に掲示場所を指示するものとする。
- 3 責任者等は、前項の規定により認印を押捺された掲示物を指示された場所に掲示するものとする。
- 4 総務部総務課長は、必要に応じて掲示物の数量その他事務局掲示板の利用を制限することができる。

(掲示物の連絡先等)

第5 掲示物には、団体名又は責任者名並びに連絡先を記載しなければならない。

(掲示禁止情報)

第6 次の各号に掲げる情報は、掲示を禁止する。

- (1) 法令に違反する情報
- (2) 虚偽の情報又はデマ
- (3) 個人又は組織等の財産、正当な権利、利益、名誉又は信用等を損なうおそれのある情報
- (4) 政治的な宣伝に関する情報
- (5) 宗教の宣伝又は布教に関する情報
- (6) 公序良俗に反する情報
- (7) その他本学の管理運営に障害を生じさせるおそれのある情報

(掲示物の撤去)

第7 所定の掲示期間を経過した掲示物は、責任者等において直ちに撤去しなければならない。

2 総務部総務課長は、この要項に違反する掲示物を直ちに撤去することができる。

(掲示板の管理)

第8 事務局掲示板の管理は、総務部総務課において行う。

附 則

この要項は、平成17年6月22日から施行する。